

上富良野町公民館マイプラン・マイスタディ講座実施要綱

(令和7年3月26日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が自主的に企画及び運営する地域に開放して行う学習活動（マイプラン・マイスタディ講座。以下「講座」という。）の実施を支援することにより、町民の生涯学習活動の推進に寄与するため、事業の実施に必要な事項を定める。

(講座の対象要件)

第2条 講座の対象要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 企画運営者は、1名以上であること。

(2) 講座の参加者は、5名以上であること。

(事業費)

第3条 事業費については、次に掲げるものとする。

(1) 教育長は、1事業につき2万円を限度とし、予算の範囲内で講師に対し謝金を支払うものとする。

(2) 謝金は、上富良野町教育委員会講師等謝金に関する規定に基づき決定する。

(3) 教材費等については、参加者が負担するものとする。

(4) 会場費のうち、別表1に掲げる施設を使用する場合にあっては、使用料を免除するよう取扱うものとする。

(5) 過去に実績がない企画運営者を優先とする。

(周知)

第4条 講座は、広く町民を対象とするため、町広報紙又は防災行政無線により周知する。

(申請)

第5条 企画運営代表者（以下「申請者」という。）は、上富良野町公民館講座マイプラン・マイスタディ講座申請書（別記様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添えて教育長へ提出しなければならない。

(許可)

第6条 前条に規定する申請書類の受理後、教育長は、内容の審査を行ったうえで事業実施の許可をするものとする。

(報告)

第7条 企画運営代表者は、事業実施後、速やかに上富良野町公民館講座マイプラン・マイスタディ講座実績報告書（別記様式第2号）に、別表2に掲げる書類を添えて教育長へ提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成22年3月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象施設	対象となる会場
上富良野町公民館本館	全館
上富良野町社会教育総合センター	全館
上富良野町セントラルプラザ	全館
上富良野町保健福祉総合センター	生きがい・健康づくり施設

別表2（第5条、第7条関係）

事業名	添付書類	
	交付申請	実績報告
上富良野町公民館マイプラ ン・マイスタディ講座	①講師依頼書 ②予算書 ③口座振込依頼書 ④個人番号提供について	①領収書の写し ②決算書

別記様式第1号（第5条関係）

上富良野町公民館講座マイプラン・マイスタディ講座申請書

年 月 日

上富良野町公民館長 様

団体名

代表者氏名 _____

次のとおり、マイプラン・マイスタディ事業を申し込みます。

1 企画運営者（1名以上）

氏 名	住 所	電話番号

2 事業計画（案）

事業名									
講師依頼先 講師氏名									
事業の内容									
日 時	始	年	月	日	時	分	～	時	分
	終	年	月	日	時	分	～	時	分
場 所									
定 員	人	参	加	料	円				

3 予算（案）

収入の部			支出の部		
項 目	金 額	備 考	項 目	金 額	備 考
参加収入 町助成金			講師謝金		
計					

※公民館支出の講師謝金については、公民館から講師へ直接支払い願います。

別記様式第2号（第7条関係）

上富良野町公民館講座マイプラン・マイスタディ講座実績報告書

年 月 日

上富良野町公民館長 様

団体名

代表者氏名 _____

次のとおり、公民館講座マイプラン・マイスタディ事業について報告します。

事業名	
日時	始 年 月 日 時 分～ 時 分 終 年 月 日 時 分～ 時 分
場所	
参加者数	人（※参加状況及び名簿は別紙のとおり）
事業の内容	
反省・評価	

2 収支決算書

収入の部			支出の部		
項目	金額	備考	項目	金額	備考
参加収入 町助成金			講師謝金		
計					

※公民館支出の講師謝金については、公民館から講師へ直接支払い願います。